

認定NPO法人取得を目指す

NPO法人のはじめの一歩として、

「控除対象特定非営利活動法人指定」

という制度があります

■本事業は、鳥取県の間接補助事業として実施します。
なお、事業内容が一部変更となる場合があります。

「控除対象特定非営利活動法人指定」制度（条例個別指定制度）による指定を受けることで、認定NPO法人の認定条件のひとつであるPST（パブリックサポートテスト）要件を満たすことになります。この指定を取得するためにかかる費用の一部を補助しますので是非ご活用ください。

補助金概要

■対象団体

令和3年4月1日（水）から令和4年2月28（月）の期間に控除対象特定非営利活動法人の指定の申出の手続きを行う鳥取県内のNPO法人（2事業年度以上公益的な活動を行った法人）
（鳥取県の受付日が期間内のものが対象）

■対象経費

指定の申出の手続きの準備のために必要な以下の経費
士業（司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、認定ファンドレイザー）への相談にかかる経費（委託料・相談料・旅費）、鳥取県又はとっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）への相談にかかる旅費、会議費、消耗品費（参考書、文房具等。ただしソフトウェアの購入を除く。）、アルバイトにかかる賃金
※ 委託料は、県内事業者が実施したものに限り、ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難とセンターが認めた場合については、この限りではありません。

■補助率・補助上限額・交付件数

- ・補助率：4分の3
- ・補助額上限：15万円
（千円未満の端数は切り捨て）
- ・交付予定件数：2件程度

1次募集

令和3年4月1日（木）
～7月15日（木）
【7月15日（木）17時必着】

2次募集

令和3年9月1日（水）
～10月29日（金）
【10月29日（木）17時必着】

※1次募集・2次募集、それぞれ1団体ずつの採択を予定しております。

■その他

- ・申請前に必ずセンターエリア担当職員にご相談ください。
東部エリア：080-2928-1055 中部エリア：0858-24-646 西部エリア：080-2928-1056
- ・その他、申請方法・選考方法等の詳細については「募集要項」及び「交付要綱」をご確認ください。とっとり県民活動活性化センターHP (<http://tottori-katsu.net/>)よりダウンロードできます。

指定制度や認定NPO法人の取得・条件をクリアするために必要なことなどお気軽にご相談ください。

申請先・お問合せ

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（担当 椿、尾崎）
住所 〒682-0023 倉吉市山根 557 番地 1 パープルタウン 2 階
電話 0858-24-6460 / ファクシミリ 0858-24-6470
メール info@tottori-katsu.net
開所時間 10:00～18:00（土・日・祝日を除く）

